

令和3年10月25日

【公民館より緊急事態宣言解除後の施設運営について】

大阪府及び大東市の方針を踏まえ、下記の通り対応することになりました。

令和3年 10月25日（月）から

公民館施設の開館時間短縮を終了し、

通常どおり（午前9時～午後10時）

とします。

（10月31日まで午後9時までの短縮とされていましたが、開館時間が変更となりました。）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、引き続きご理解・ご協力をお願いいたします。

今後の状況に応じて、期間等変更される場合がございます。

詳細につきましては、大東市立公民館事務室までお問い合わせください。

（☎ 072-873-3522）

大東市立公民館